

【27. 5. 15】

第2回 栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会
第2回 栃木県 県南交通圏タクシー準特定地域協議会
第2回 栃木県 塩那交通圏タクシー準特定地域協議会

合同会議【議事録】

平成27年5月15日(金)
14:00~15:00
栃木県トラ会館研修室

1-1. 開会及び資料確認

【鉢村専務】

定刻となりましたので、ただいまより、第2回の栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会、栃木県県南交通圏タクシー準特定地域協議会、栃木県塩那交通圏タクシー準特定地域協議会の合同会議を開催致します。本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、一般社団法人栃木県タクシー協会の専務理事を務めております、鉢村でございます。議事に入るまでの進行につきましては、事務局を代表しまして、私が務めさせて頂きますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本協議会につきましては要綱において「原則として公開とする」とされておりますので、本日も公開とさせて頂いております。

また、あらかじめ報道関係の方々にはお願いがあります。写真撮影については議事に入る前までは可といたしますので、ご理解よろしくお願い致します。

それでは、配付資料の確認をさせて頂きます。

まず、『議事次第』でございます。続いて、『構成員名簿』『配席図』と続き、

○資料1『タクシー事業の適正化及び活性化に係る取組み状況について』

○資料2『栃木県各交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画（改正案）』

○参考資料

をご用意しております。ご確認下さい。不足等ございましたら、お申し出下さい。
よろしいでしょうか。

次に本日ご出席いただいております構成員の皆様方をご紹介させていただくところですが、大変申し訳ございませんが、議事進行の関係からお手元にお配りしております『構成員名簿』、『配席図』にかえさせていただきます。

また、前回もご説明させていただきましたが、改正法が施行されて国土交通省関東運輸局、栃木運輸支局の行政の方々は構成員から外れておりますが、本日はオブザーバーとしてご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

後ほど、行政から発出されております通達等についてご説明いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ここで協議会の成立についてですが、本日の協議会につきましては、構成員の過半数のご出席をいただいておりますので、各準特定地域協議会設置要綱に基づき本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは議事に入らせて頂きます。ここからの進行については森本会長にお願いしたいと思います。森本会長よろしく願いいたします。

【森本会長】

本日は改正特措法施行後の準特定地域として、第2回目の協議会となります。

まずは、適正化・活性化の取組み状況について説明をいただき、その後に改正法後1年が経過したことを踏まえ、現状の地域計画の見直しや方向性についてご議論して頂く予定です。

それでは、議題1の説明をお願いいたします。

3. タクシー事業の適正化及び活性化に係る取組み状況について

【久米首席】

私の方からは、改正後の通達等について説明させていただきます。また適正化の現状についても説明させていただきます。

まず特定地域の指定の関係について説明させていただきます。参考資料の最後のページをご覧ください。本年1月30日に指定基準が公示されました。宇都宮交通圏、県南交通圏、塩那交通圏の3交通圏については、いずれも指定基準に合致せず指定されませんでした。

続きまして適正車両数について説明させていただきます。参考資料「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、年に1回、需給状況の判断を行い公表することとしています。これに基づき、新規参入や増車の可否などを決めていくことになる。関東運輸局では本年1月27日に準特定地域における需給判断の結果を公示しました。

また、同日付で準特定地域における適正と考えられる車両数を公示しました。

栃木県の適正車両数の上限については、実働率80%または、平成13年度の実働率のいずれか低い方、下限については、実働率90%、平成13年度のいずれか高い数値として算定されております。

これに基づき適正化の状況がどうなっているか。資料1をご覧ください。宇都宮交通圏は、適正と考えられる車両数が上限697両、下限が619両と判断しているが、平成27年3月現在において845両となっている。続いて県南交通圏においては、適正と考えられる車両数が上限439両、下限が379両と判断しているが、平成27年3月現在において519両となっている。続いて塩那交通圏においては、適正と考えられる車両数が上限201両、下限が166両と判断しているが、

平成27年3月現在において241両となっている。

各交通圏ともまだまだ乖離があるところ。特に県南と塩那交通圏については新たに需給判断をした結果、従前との乖離が広がっているところ。

続きまして、各指標の比較についてご説明いたします。宇都宮交通圏については、実働車両数、輸送人員は減少傾向、日車營收、日車実車キロは改善傾向。県南交通圏については、実働車両数、輸送人員は減少傾向、日車營收、日車実車キロは改善傾向。塩那交通圏については、実働車両数、輸送人員は減少傾向、日車營收、日車実車キロは改善傾向でございます。

私の方の説明は以上です。

【鉢村専務】

私からは活性化について説明させていただきます。まず10P～13Pは法人事業者の今までの取り組み状況、14P～18Pはタクシー協会での取り組み状況でございます。進捗状況については平成26年度を反映させておりますので、のちほどご確認ください。

それでは19Pをご覧ください。地域計画の目標ごとの達成状況ですが、タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくりについて、高齢者の事故が多い、事故防止の観点から運転免許証返納者については運賃から1割引を行うとしており、平成21年度からスタートしています。平成21年度は1458件のご利用、それから毎年増加しており、平成26年度は6562件でございます。協会員事業者の98パーセントが割引を導入しており、個人タクシー事業者は全ての事業者が導入しております。

次にUDタクシーの導入についてでございます。ユニバーサルデザインタクシーとはこういった車両かといいますと、冊子TAXI TODAY 15Pをご覧ください

さい。スロープやリフトがついていて、車いすに乗ったまま乗降ができます。福祉タクシーとの違いは、一般の旅客も誰でも利用できる点です。運賃も普通車並の運賃でございます。現在19台を導入しております。平成24年度から国の補助もありまして、毎年導入しております。

次に乗務員等の研修でございますが、タクシー乗務員接客対応研修これにつきましては、タクシー協会会員全乗務員を対象に平成22年度から3カ年計画で実施しております。合計33日間開催し1567名に受講してもらっています。

ホスピタリティ研修については平成21年度から実施しており1401名に受講してもらっています。ホスピタリティ研修については栃木県の観光交流課、観光物産協会と共同で実施している事業でございます。

それから緊急交通事故抑止事業者大会、タクシードライバーの交通事故防止講習会、障害者の接客対応に関する講習会については死亡事故、重大事故の際に行ってまいりました。

ユニバーサルドライバー研修も行って参りました。様子はTAXi TODAY 16Pにも掲載されております。当協会では3回実施し99名、個人タクシー事業者におかれましても61名全員が受講しております。

次に20Pをご覧ください。顧客満足度調査を実施しております。平成26年1月から12月までの集計ですが、概ね良好が約58%となっているが、1から4までが、好印象の一例ですが、悪印象をあげると、距離が短いと嫌な顔をされるので利用しづらい。丁寧な言葉で対応してほしい。それから、たばこ臭くて気分が悪いということで、接客面での課題はまだまだの状況です。

次に安全性の維持向上についてでございます。ドライブレコーダーを活用した事故防止対策ということで、ドライブレコーダーの導入を推進しております。現

在、塩那交通圏では7事業者38両、宇都宮交通圏では22事業者378両、県南交通圏では13事業者139両で、年々増加しております。栃木県の全車両の33%位は導入されている状況です。

それから事故防止研修会ですが、視覚障害者の接遇の注意点ということで、これは昨年、目の不自由な方を別の場所に降ろしてしまった、そのまま道に迷ってしまい事故に遭われてしまった。コミュニケーション不足があるのではないかとということもあり、急遽、栃木県視覚障害者福祉協会の会長をお招きして実施したところでした。それから、平成27年2月24日に県警の方をお招きして交通事故状況及び交通事故防止等についてを実施しております。

21Pの安全性の維持向上についてですが、点呼時にアルコール検知器を導入して飲酒運転の防止を図っているところです。平成23年5月1日より全事業者に義務となり、全ての乗務員に実施しております。

そのほか、タクシー協会が各事業者へ訪問し、運行管理関係、車両管理関係の指導を行っております。約6割の事業者において訪問済みです。運行管理関係では点呼、乗務員教育、車両管理関係では日常点検、定期点検の確実な実施などの指導を行っております。

その成果も影響してか、栃木県内のタクシー事故発生件数を見てもらいたいのですが、栃木県警察本部資料抜粋ということで記載しております。平成21年が136件発生しておりますが、毎年減少してきており、平成26年度では57件ということです。平成21年と比較すると41.9%の減となっております。負傷者についても42.4%と減少しております。

続きまして、環境問題への貢献、交通問題・都市問題の改善でございます。低公害車の導入CO2削減への取り組みでございますが、本日現在、ハイブリットタ

クシー16社48両、電気自動車は1社2両でございます。

交通問題、都市問題の改善という部分では、昨年度の取り組みではございませんが、今までの取り組みとしては、JR宇都宮駅、雀宮駅のタクシー乗り場の改修を行ってきております。宇都宮市役所の協力のもと行って参りました。

続きまして22P、観光立国実現に向けての取組みということでは、外国人向けの接客対応ということで、指差し外国語シートを各車両に備え置いてあります。その車両については車両ステッカーも貼付しております。

それから茨城空港への定額運賃ということで、定額運賃を設定しております。

観光タクシーについては、駅から観タクンということで、日光・那須塩原・黒磯地区で運行しております。それから宇都宮地区においても観光ルートということで設定しており、個人タクシー、法人タクシーの例を記載しております。

23Pの防災・防犯対策への貢献については、栃木県タクシー協会、個人タクシー協会、栃木県警察本部において地域安全パトロール活動ということで、平成24年5月22日に覚書を締結しております。

内容についてはドライブレコーダーの情報提供、それから振り込み詐欺防止のステッカーの貼付等の取組みを行っております。昨年度は2月にタクシー防犯協定を宇都宮東警察署と宇都宮東地区の事業者が締結している。各警察署と地域の事業者が締結して防犯活動行っており、今現在、下野警察署、栃木警察署、鹿沼警察署、宇都宮東署で締結しております。その結果昨年度は振り込み詐欺が4件の未然防止が図られ、今年度においても既に1件の未然防止が図られている。

また、タクシーこども110番という取組みを行っており、現在、23社447台となっております。お子様が何かあった時に駆け込める場所となっております。

24Pをお開きください。

タクシー運転者の労働条件の改善・向上、事業経営の活性化・効率化でございます。まず、上の段にタクシー乗務員数及び平均年齢の推移を示しております。タクシー協会の乗務員登録を基に集計したものです。平成19年度末には乗務員が2816人、平均年齢が58.7才でありましたが、平成26年度には乗務員数2194人、平均年齢が61.7才となっており、乗務員数は減り、高齢化が進んでいることがわかります。参考までに年齢構成別を申しあげますと20才代は6名、30才代は65名、40才代は182名、50才代は450名、60才代は1156名、71才以上は300名、1500名程が60才以上であります。66.5%以上が高齢化となっています。今後も乗務員の不足に繋がっていくことが予測されます。

次に、タクシー乗務員の給与等の推移ですが、厚生労働省の賃金構造基本統計調査報告に基づくものでございます。平成20年から平成26年までの県内のタクシー運転者の平均年間給与額、全産業労働者の平均年間給与額を表記しております。平成26年度の比較をしても、タクシー業界がまだまだ低いことがわかります。

以上のとおり、タクシーが公共交通機関として健全に機能していくことを目標として、タクシー事業者は、本地域計画に基づく特定事業等の実施及びこれと相まって行う適正化・活性化策に取り組んできました。

しかしながら、適正と考えられる車両数と現有供給輸送力の乖離率については依然として高く、今後とも積極的に適正化対策を講じていく事が必要であります。

活性化としては、外国人旅行者の増加を好機と捉え、おもてなし対策を推進していき、2020年にはオリンピック・パラリンピック東京大会の開催もあるこ

とから創意工夫のある更なる取り組みが必要であります。以上です。

【森本会長】

ありがとうございました。何かご意見があれば。(特に意見なし)

では、私から感想ですが、先日、沖縄、福岡、広島、熊本に行ってタクシーに乗ってきました。タクシーの運転者に「景気どうですか?」と聞くと皆さん口をそろえて「景気よくない。」との声が返ってきました。今日、ここに出ている数値を見ると栃木県としても厳しい状況が続いていると。アベノミクスとはいえど、経済そのものが活性化していかないと厳しいのかなと感じております。地方は特に時間がかかるのかと思いますし、難しい問題が山積しておりますが、適正化、活性化両面で益々の取り組みが必要かなと。如何でしょう。(特に意見なし。)

なければ議事をすすめさせていただき、また何かご意見があればまとめて伺いたいと思います。

各交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について

【森本会長】

それでは次の議題であります「各交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について」を事務局よりご説明をお願い致します。

【鉢村専務】

それでは、お手元の資料2をご覧ください。

先ほど行政の説明でもありましたが、本年1月27日に各交通圏の新たな「適正と考えられる車両数」が公示されたことや改正特措法が施行されて1年が経過することを踏まえ現行の地域計画の見直しを検討していくものであります。

事務局として、資料2『各交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正

(案)』をお示しさせていただきます。

では、【概要】につきましてご説明いたします。

(宇都宮交通圏)

○4. として、「改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標」を追加しました。

以前までの目標を更に深度化させていくことが必要不可欠であることから以下のものを追加しました。

- ① 今後予定されている東京オリンピック・パラリンピック等の開催に伴う観光需要への対応策を目標に追加。
- ② 深刻な運転者不足に対応する為、運転者確保問題への対応を追記。
- ③ 新たな適正車両数が公表されたことを受け、未だ上限値と乖離があるので更なる適正化の推進を追記。

○改正タクシー特措法施行に伴う字句の修正を行っております。

(県南交通圏)

(塩那交通圏)

ともに概要(案)は同様でありますので説明は省略させていただきます。

【森本会長】

ただいま事務局より各交通圏の地域計画の一部改正(案)についてご説明がありましたが、追加したい目標や修正、また、前向きなご意見等がありましたら、よろしくお願ひ致します。

(特に意見無し)

【森本会長】

今回お示しした改正案について異議なしということによろしいでしょうか。

(委員全員異議なし)

【森本会長】

では、改正について異議なしということで進めて参りたいと思います。

では、全体を通して、なにかご意見はありますでしょうか。

(特に意見無し)

私から一言、これをやれば確実という方法が見えない中で、手探りで進めていると思いますが、地域計画に関しては、タクシー業界だけの試みでは限界がきているのかもしれない。まちづくりと連携してタクシーの利活用を模索していくのかなと感じています。また車社会の中で、高齢者が増えているので交通事故にも注意しなければいけない。先月、交通安全の5カ年計画の協議がはじまり、私も委員で参加したが、その中で幹線での事故は減ってきているが、住宅地の道路での事故があいかわらずあり、高齢者や子どもとの接触事故も多い。警察の方でも速度規制の見直しの議論もあり、高速道路の速度上限をあげて、一方で住宅地では交通規制や取締りの強化という話がでていいる。そういった部分も考慮して、適正化、活性化が進んでいくことを望みます。

全体を通して、何かご意見ありますでしょうか。

【労働局（西本委員）】

地域計画の中に、安全性の維持向上の話があり、また交通安全の話もあったが、私どもからすると、運転者側、労働者側の安全、保護という観点になってしまう。先ほどの資料ではタクシーの事故件数は減っていると思うが、タクシーに限らず労働災害に係る死亡は増えている。これを限りなく減少させていく努力も必要だと思っています。

【森本会長】はい、ありがとうございます。

【森本会長】

では、他に意見がないようですし、本日予定の議事を終了させていただきますが、連絡事項はございますか。

【鉢村専務】

特にありません。

【森本会長】

では、本日は長時間のご協議、誠にありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しします。

5. 閉 会

【鉢村専務】

森本会長、議事の進行、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、第1回栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会、栃木県南交通圏タクシー準特定地域協議会、栃木県塩那交通圏タクシー準特定地域協議会の合同会議を閉会致します。本日はご多忙の中、皆様方には、ご出席を頂き、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。今後ともよろしく申し上げます。

以上